

# 障害者総合支援法その他の施行事務等に係る助言等実施要綱

## 1 目的

障害者総合支援法その他の施行事務等に係る助言等（以下「助言等」という。）は、市町村におけるこれらの施行事務等について、実施状況を調査し、必要な助言等を行うことにより、障害者福祉行政の適正かつ効率的な実施を確保し、障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

助言等は、埼玉県福祉部障害者支援課（以下「障害者支援課」という。）と埼玉県福祉部障害者福祉推進課（以下「障害者福祉推進課」という。）が協力して、実施する。

## 3 方針

### （1）基本方針

助言等は、市町村の事務処理体制や自立支援給付等の支給状況及び住民へのサービス体制等、障害者福祉行政事務の全般にわたる状況を把握して行う。

なお、障害者福祉推進課が町村に対して実施する在宅重度心身障害者手当支給事務に係る実地指導については、原則として助言等の日程に合わせて行うものとする。

### （2）対象項目

ア 助言等の対象項目については、別表「障害者福祉行政助言等対象項目」のとおりとする。

イ 特別な課題等がある場合に行う助言等については、その都度項目を設定する。

### （3）重点項目

助言等の実施に当たっては、重点的に調査、指導を行う項目を別途定めるものとする。

## 4 実施計画

### (1) 実施計画の策定

ア 障害者支援課は、毎年度当初に障害者福祉推進課と協議の上、その年度の助言等の実施計画を策定する。

イ 実施計画を策定するに当たっては、市町村の実情、問題点に留意して助言等が効果的に実施されるよう配慮する。

### (2) 実施回数

助言等は、全ての市町村について、原則として2年に1回実施する。なお、特に必要がある場合には、1回に留まることなく随時実施するものとする。

### (3) 助言等担当班の編成

障害者支援課の職員1名以上と障害者福祉推進課の職員1名以上で編成することを原則とする。

## 5 実施方法

### (1) 実施日程等の調整

障害者支援課は、障害者福祉推進課と協議の上、実施通知に先立ち、市町村と実施日程等を調整するものとする。

### (2) 実施通知

障害者支援課長及び障害者福祉推進課長は、助言等の実施に際し、実施期日、対象項目、担当職員、提出資料その他必要事項について、あらかじめ相当の期間において文書（様式1）により当該市町村あて通知をするものとする。

### (3) 提出資料及び調書

提出資料及び調書については、別途定めるものとする。

### (4) 事前調査等

助言等を担当する職員は、市町村における施行事務等の実施状況や問題点等を上

記（３）の提出資料で事前に十分検討し、書面で明らかな助言事項等がある場合には、整理の上、助言当日に助言を行う。

#### （５）助言等の方法

助言等の方法は、後日文書により行うものと、必要な事項の聴取とともに口頭で行うものとの２種類とし、その区分については、概ね次のとおりとする。

##### ア 文書による助言事項

（ア）法令、規則に違反するもの。

（イ）適正に事務がなされていないもの。

a 利用者に不利益が生じるもの。

b 国・県との間で障害者自立支援給付費負担金の調整が生じるもの。

c 規則（総合支援法施行細則等）や内部基準（支給決定基準等）の未整備。

d このほか、市町村の事務に与える影響が大きいもの。

（ウ）前回の助言等において、文書で指摘した点が改善されていないもの。

##### イ 口頭による助言事項

前項アに該当しない軽易な事項

## 6 結果

### （１）講評

助言等担当班は、助言等の終了に当たり、当該市町村の管理監督者及び関係職員に対して講評を行うものとする。

### （２）文書による助言

障害者支援課長及び障害者福祉推進課長は、文書による助言が必要な場合には、原則として助言実施後一か月以内に文書（様式２）による助言を行うものとする。

### （３）口頭による助言事項の記録

口頭による助言事項は、様式３により記録し、後年度以降の市町村助言に活用するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 障害者福祉関係法施行事務に係る助言等実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

別表

障害者福祉行政助言等対象項目

助言等対象項目	内 容
1 実施体制	1 所管課の状況 2 職員の配置及び業務分担の状況 3 市町村の概況 (1) 手帳所持者数等 (2) 課題等 4 諸規程の整備状況 5 障害者団体の状況 6 地域自立支援協議会の状況 7 障害者計画、障害福祉計画及び施設整備計画の策定などの状況 8 研修の状況 (1) 外部研修参加状況 (2) 課内研修の状況
2 自立支援給付の支給関係事務	1 実施主体 2 支給申請・決定の状況 (1) 支給期間・支給量の決定 (2) 障害支援区分認定の状況 (3) 利用者負担額の決定 (4) 変更申請・変更決定の状況 3 特例介護給付費の状況 4 支給量管理の状況 5 審査・支払の状況 6 暫定支給期間中のアセスメントの実施状況
3 障害者総合支援法施行関係事務	1 補装具費
4 地域生活支援事業	1 地域生活支援事業の実施状況 2 相談支援事業、地域活動支援センター事業のうち基礎的事業の実施状況

助言等対象項目	内 容
5 市町村単独事業等	1 単独事業の実施状況 2 国・県補助（負担）金の申請・収納状況
6 その他	1 前回の指導、助言における助言等事項の改善状況 2 補助金事業の状況 3 苦情等への対応状況 4 質問事項への回答 5 要望事項への回答 6 その他